

佛教大学における公的研究費にかかる 物品購入等契約に関する取引停止等の取扱手引

（目的）

- 1 この手引は、佛教大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る物品の購入および製造、役務その他の契約（以下「物品等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について、必要な事項を定めるものである。

（定義）

- 2 本手引において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止および随意契約における業者選定の停止をいう。

（取引停止の措置）

- 3 最高管理責任者は、業者が物品等契約にかかる取引において別表の「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの区分に該当する不正行為に関与したと認められた場合、情状に応じて期間を定め、当該業者との取引停止を行なうものとする。
 - ② 最高管理責任者は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容およびその理由、その他必要事項を当該業者に速やかに通知するものとする。
 - ③ 取引停止の期間は、3ヶ月以上2年以下とする。

（取引停止期間の特例）

- 4 業者が取引停止の期間中または当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、再度不正行為に関与したと認められた場合における取引停止の期間は、6ヶ月以上2年以下とする。
 - ②前項のうち、取引停止の期間中に不正行為に業者が関与したと認められた場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
 - ③最高管理責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者に対する取引停止を解除するものとする。

（指名等の取消）

- 5 最高管理責任者は、取引停止された業者について、すでに競争入札の指名を行なっている場合、あるいは見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すことができる。

（取引停止期間中の下請等）

- 6 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が本学の契約にかかる全部または一部を下

請することを認めないものとする。但し、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

（警告または注意の喚起）

7 最高管理責任者は、取引を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、警告あるいは注意の喚起を行なうことができる。

別表 取引停止の措置要件

区分	措置要件
虚偽記載	本学発注の物品等契約において、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
贈賄	本学の役員、教職員、他機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき。
独占禁止法違反行為	本学発注の物品等契約において、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
不正または不誠実な行為	本学が発注した物品等に対し、不正または不誠実な行為をし、相手方として不相当であると認められたとき。
契約違反	本学発注の物品等契約に関して、契約に違反する等、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
その他	上記に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品等契約の相手方として不相当であると認められたとき。